

隠岐病院放射線関連機器一式調達事業者選定公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、隠岐広域連合立隠岐病院（以下「隠岐病院」という。）における放射線関連機器一式の導入に関し、機器の調達等について自由提案により隠岐病院に適正なコストで最適な診断・治療環境を提案する事業者を選定することにより、医療従事者及びその他病院職員の業務の負担軽減並びに経費削減を図る。

2. 業務の内容等

(1) 業務の概要

別添「隠岐広域連合立隠岐病院放射線関連機器一式調達事業者選定仕様書」に記載のとおり

(2) 業務期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

(3) 無償保証期間

機器納入検査実施日から1年間

(4) 見積額の上限

140,030,000円（税込）

3. 企画提案者の参加資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 事業実績のある者

一般病床100床以上を有する医療機関において、仕様書と同等機種以上の放射線関連機器を納入した実績を有する製造販売事業者（販売代理店を含む）であること。

(2) プロポーザルの参加に当たり、国内の法令及び隠岐広域連合における諸規程を遵守し、「隠岐病院放射線関連機器一式調達事業者選定公募型プロポーザル実施要領」に基づき適正な提案を行える者であること。

(3) 契約の相手方となった場合に、「隠岐病院放射線関連機器一式調達事業者選定仕様書」等記載された内容を遵守し、誠実に契約を履行することができる者であること。

(4) 公募型プロポーザルの参加に当たって提出した企画提案資料について、個人情報以外は情報公開の対象となることを承諾する者であること。

(5) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿において営業種目の大分類「機械器具類」中分類「医療機器」に登録されている者であること。

(6) 医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第39条第1項に基づく医療用具の販売業の届出の許可を有している事業者であること。

(7) 主たる事務所を置く都道府県において入札参加資格（指名）停止を受けている

期間中でない者であること。

- (8) 主たる事務所を置く都道府県及び市町村の賦課徴収する全ての県（区又は府）税及び市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされていない者であること。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

4. 公募型プロポーザルの実施方法及びスケジュール等

(1) 審査等の手順

隠岐病院において、「隠岐広域連合立隠岐病院放射線関連機器一式調達事業者選定仕様書」に基づき提出された企画提案資料により、参加資格の確認を行う。

参加資格が確認できた提案者の提案について、隠岐病院において設置する「隠岐病院放射線関連機器一式調達事業者公募型プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）により、書面及びプレゼンテーションの審査を行い、最優秀提案者を選定する。

また、提案者が1者の場合は、プレゼンテーションを実施した後、選定委員会において適否の評価を行うこととし、評価の結果「適」となった場合は、最優秀提案者として取り扱う。

(2) 提案内容の評価の視点等

企画提案書及びプレゼンテーションの評価は、次の視点等に注目して行う。

- ① 放射線関連機器本体に関すること
 - ア 一般撮影システムについて
 - イ X線透視撮影システムについて
 - ウ FPD 搭載回診用 X線撮影システムについて
 - エ FPD 関連システムについて
- ② 付帯提案について
- ③ サービス体制・保守体制について
- ④ 機器の導入について
- ⑤ 整備スケジュールについて
- ⑥ サポート体制について
- ⑦ 自由提案による評価
- ⑧ 価格評価点

(3) スケジュール

- 公募型プロポーザル広告・募集開始 令和7年3月31日（月）
- 質問書の提出期限 令和7年4月9日（水）午後5時まで
- 質問書への回答 令和7年4月16日（水）午後5時まで

■企画提案資料の提出期限	令和7年5月2日（金）午後5時まで
■参加資格確認の通知等	令和7年5月9日（金）まで
■プロポーザルの実施	令和7年5月19日（月）
■選定結果の通知等	令和7年5月23日（金）まで
■物品売買契約の締結	令和7年6月2日（月）

5. 公募型プロポーザルの内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和7年3月31日（月）から4月9日（水）午後5時まで

(2) 質問の提出

様式第5号「質問書」により行うものとし、「13公募型プロポーザルに関する事務担当」まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出を行うこと。ファクシミリ、電子メールによる場合は、送信後、電話により受信の確認を行うこと。（土日、祝日を除く）

(3) 質問に対する回答

質問については、すべての提案者に対して、令和7年4月16日（水）午後5時までに回答するとともに、隠岐病院のホームページに掲載する。

6. 提出を求める企画提案資料及び提出部数

プロポーザルに参加希望の場合は、次の書類等を令和7年5月2日（金）午後5時までに、持参（土日、及び祝日を除く）又は郵送（書留郵便で提出期限内に必着）により、「13公募型プロポーザルに関する事務担当」に記載の事務担当まで提出すること。「提出書類チェック表」を1部添付すること

■資格確認等に伴う提出書類

- (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号）1部
- (2) 一般病床100床以上を有する医療機関において、基本仕様書と同等機種以上の機器を納入した実績の証となる書類の写し 1部
- (3) 誓約書（様式第2号） 1部
- (4) 公募型プロポーザルの参加に当たって、代理人名義で申請する場合は、その委任状（様式第3号） 1部
- (5) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加資格（営業種目の大分類「機械器具類」中分類「医療機器」）の認定を受けた証となる書類の写し 1部
- (6) 医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第39条第1項に基づく医療用具の販売業の許可を有している事業者であることを証とした書類の写し。
- (7) 代理店証明書等提案した物品等を確実に納入することができることを証とする書類（機器等を直接製造していない者等） 1部
- (8) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の納税証明書の写し 1部
- (9) 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人申請の場合。商号、所在地、代表者の

- 事項が記載されているもの。写し可) 1部
(10) 会社概要等整理表 (様式第4号) 1部

■提案書等関係書類・・・正本1部 副本12部 (写し可)

- (1) 提案書 (提案書様式第1号)
- (2) 放射線関連機器一式機能等提案書 (提案書様式第2号の1)
- (3) 自由提案書 (提案書様式第2号の2)
- (4) 基本仕様確認書 (提案書様式第2号の3)
- (5) 納入実績一覧 (提案書様式第3号の1)
- (6) 機能等証明書 (提案書様式第3号の2)
- (7) 緊急支援体制 (提案書様式第3号の3)
- (8) 見積書 (提案書様式第4号の1)
- (9) 機器等積算内訳書 (提案書様式第4号の2)
- (10) 保守費用 (見込) (提案書様式第5号の1)
- (11) 保守費用 (見込) (提案書様式第5号の2)

7. 公募型プロポーザルの参加資格確認の通知等

公募型プロポーザルの参加資格の有無については、「6 提出を求める企画提案資料及び提出部数」の企画提案資料が提出された後、隠岐病院において内容を確認し、令和7年5月9日(金)までに全ての企画提案者に通知する。

8. プレゼンテーションの実施

企画提案に係るプレゼンテーションは次のとおり行う。

- (1) 日時：令和7年5月19日(月)午後1時から
(各提案者のプレゼンテーション予定時刻については、別途連絡する。)
 - (2) 場所：島根県隠岐郡隠岐の島町城北町355
隠岐病院2階講堂
 - (3) その他
 - ・プレゼンテーションは非公開で実施する。
 - ・プレゼンテーション時間は、1者あたり説明30分以内、質疑応答15分以内の計45分以内とする。
 - ・プレゼンテーションの内容は、指定された様式に沿ったものであること。
 - ・プレゼンテーションを行う人数は、1者当たり3名以内とする。
 - ・プロジェクターやタブレット端末等は、提案者の判断により使用可とする。
(プロジェクター及びスクリーンは、当方の事務担当で準備する。)
- ※ その他詳細については、別途連絡する。

9. 事業者候補者の決定

選定委員会により選定された最優秀提案者を事業者候補者として決定する。

ただし、総合評価点が総得点の60%に達しない場合には候補者として選定しない。

10. 選定結果の通知等

選定結果については、令和7年5月23日（金）までに全ての企画提案者に対して通知するとともに、隠岐病院のホームページにて公表する。

11. 仮契約の締結について

最優秀提案者を契約の相手方として、その手続きを進める。

なお、契約が不調のときは、選定委員会による選定結果の上位の者から優先して契約の手続を行う。

(1) 契約書の条項は、隠岐病院において提示する。

なお、契約書には「情報セキュリティの取扱いに関する特記事項」の全条項を含む。

(2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。

(3) 契約事務は、隠岐病院において行う。

(4) 物品の売買に係る契約の締結については、隠岐広域連合議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

ア 仮契約締結後、議会の議決までの間に契約の相手方が地方自治法執行令167条の4第1項の規定に該当することとなった場合または隠岐広域連合を組織する地方公共団体（島根県、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）の指名停止処分となった場合は、仮契約を解除することができる。

イ アにより仮契約を解除した場合は、隠岐広域連合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

12. その他

(1) 今回の公募型プロポーザルに関し疑義がある場合は、事前に「13 公募型プロポーザルに関する事務担当」に説明を求め、十分承知しておくこと。企画提案資料を提出した後に、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 今回の公募型プロポーザルへの参加にあたり、国内の法令及び隠岐病院における諸規程を遵守し、本要領に基づき適正な企画提案を行うこと。

(3) 契約の相手方となった場合には、「隠岐広域連合立隠岐病院放射線関連機器一式調達事業者選定仕様書」等に記載された内容を厳守し、誠実に契約を履行しなければならない。

(4) 今回の公募型プロポーザル参加に要する経費は、各提案者の負担とする。

(5) 提出された全ての書類は返却しない。また、今回のプロポーザルに係る審査・選定以外には利用しない。

(6) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された全書類を無効とする。

なお、各提出書類の提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。

13. 公募型プロポーザルに関する事務担当

〒685-0016 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 355
隠岐広域連合立隠岐病院 経営課 (担当：中村)
電話：08512-3-1811 F A X：08512-2-6149
E-mail：r-nakamura@oki-hospital.com